

熊本市公報

第 1507 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第 27 号）	3052
○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（第 28 号）	3053

規 則

○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を 改正する規則（第 33 号）	3054
○熊本市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（第 34 号）	3055
○熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則（第 35 号）	3057
○熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 36 号）	3059

訓 令

○熊本市政策会議に関する訓令の一部を改正する訓令（第 5 号）	3060
○熊本市総合計画策定に関する訓令の一部を改正する訓令（第 6 号）	3061

告 示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定に係る告示（第 373 号）	3062
--	------

条 例

条 例 第 2 7 号

令和 8 年 6 月 5 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 2 5 年告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。

条 例 第 28 号

令和 8 年 6 月 5 日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「（以下この条において「個人番号カード」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（以下この条において「個人番号カード等」に、「、個人番号カード」を「、個人番号カード等」に改め、同条第 3 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。

規 則

規 則 第 33 号

令和 8 年 5 月 18 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 9 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表産業医の項の次に次のように加える。

健康・医療政策参与	日額 30,000 円以内
-----------	---------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 34 号

令和 8 年 5 月 18 日

熊本市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市行政手続条例施行規則（平成 10 年規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 2 項第 5 号」の次に「、第 15 条第 4 項」を加える。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（公示の方法）

第 4 条 条例第 15 条第 4 項（条例第 22 条第 3 項（条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 15 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

規 則 第 35 号

令和 8 年 5 月 28 日

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「、次に掲げるもののいずれの給付も受けていない者」を「次に掲げるいずれの給付も受けていないもの」に改め、同条第 1 号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「243 円」を「348 円」に改め、同項第 2 号中「生徒」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第 4 号中「367 円」を「414 円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「311 円」を「348 円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 生徒（当該生徒の保護者等が前条第 1 号に掲げる給付又は熊本市就学援助規則（平成 27 年教育委員会規則第 10 号）第 7 条の就学援助で学校給食費に関するものの給付を受けている場合に限る。） 414 円

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

学校給食の提供を受ける者	牛乳	主食類	おかず類
第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者	69 円	86 円	193 円
第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる者	50 円	57 円	188 円
第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる者	69 円	97 円	248 円

第 9 条第 4 項中「第 4 条各号」を「第 3 条の 2 各号」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「（平成 27 年教育委員会規則第 10 号）」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

期	納期限	学校給食の提供を受ける者				
		第 4 条 第 1 項 第 1 号 に掲げる者	第 4 条 第 1 項 第 2 号 に掲げる者	第 4 条 第 1 項 第 3 号 に掲げる者	第 4 条 第 1 項 第 4 号 に掲げる者	第 4 条 第 1 項 第 5 号 に掲げる者
第 1 期	6 月 末 日	7,000 円	5,600 円	8,000 円	7,000 円	8,000 円
第 2 期	7 月 末 日					
第 3 期	9 月 末 日					
第 4 期	10 月 末 日					
第 5 期	11 月 末 日					
第 6 期	12 月 末 日					
第 7 期	1 月 末 日					
第 8 期	2 月 末 日					
第 9 期	3 月 末 日	年間納付額から、第 1 期から第 8 期までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額				

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年度における年間納付額に限り、この規則による改正後の熊本市学校給食費条例施行規則第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項各号に定める額に、当該年度に当該学校給食の提供を受ける者に対して学校給食の提供ができる状況に至った回数（以下「学校給食実施回数」という。）を乗じて得た額」とあるのは、「別に定める額」とする。

規 則 第 36 号

令和 8 年 6 月 5 日

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の表 1 の項措置の欄第 3 号中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。

訓 令

訓 令 第 5 号

令和 8 年 5 月 1 8 日

熊本市政策会議に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市政策会議に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市政策会議に関する訓令（平成 1 6 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「財政局長」の次に「、E B P M推進センター所長」を加える。

第 5 条第 3 項中「及び財政課長」を「、財政課長及びE B P M推進センター副所長」に改める。

第 6 条第 2 項中「政策局総合政策部政策企画課」を「政策企画課」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓 令 第 6 号

令和 8 年 5 月 1 8 日

熊本市総合計画策定に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市総合計画策定に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市総合計画策定に関する訓令（昭和 3 8 年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「及び財政課長」を「、財政課長及び E B P M 推進センター副所長」に改める。

第 1 0 条中「政策局総合政策部政策企画課」を「政策企画課」に改める。

別表中「上下水道事業管理者、交通事業管理者」を「交通事業管理者、上下水道事業管理者」に改め、「議会局長」の次に「、会計管理者、E B P M 推進センター所長、監査事務局長、人事委員会事務局長、熊本市選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長」を加える。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

告 示

告 示 第 3 7 3 号

令 和 8 年 6 月 2 日

土壌汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定するので、法第 6 条第 2 項及び第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

- 1 法第 6 条第 1 項の規定に基づく、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）

- （1）要措置区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市中央区南熊本三丁目 1 4 番 4 8 の一部

※詳細は別図のとおり

- （2）当該区域において基準に適合していない特定有害物質の種類

土壌汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「施行規則」という。）第 3 1 条第 1 項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）に適合していない特定有害物質の種類

「ふっ素及びその化合物」

施行規則第 3 1 条第 2 項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）に適合していない特定有害物質の種類

「鉛及びその化合物」

- （3）当該区域において講ずべき指示措置

ふっ素及びその化合物が土壌溶出量基準に不適合であった範囲

「地下水の水質の測定」

鉛及びその化合物が土壌含有量基準に不適合であった範囲

「盛土」

- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づく、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）

- （１）形質変更時要届出区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市中央区南熊本三丁目 14 番 48 の一部

※詳細は別図のとおり

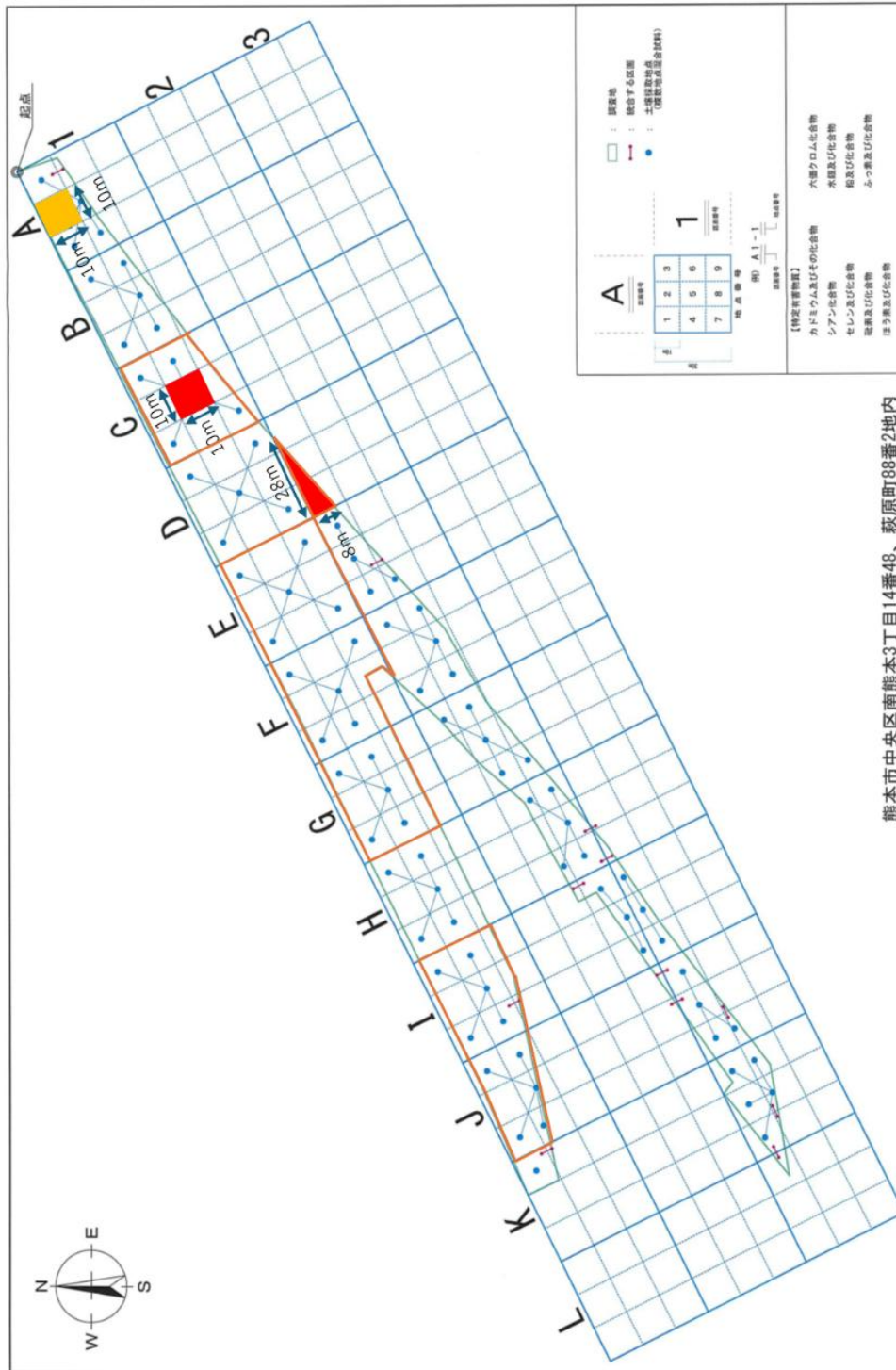
- （２）当該区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

「鉛及びその化合物」

【別図】

特定有害物質によって汚染されている区域として指定する土地

所在地（地番）：熊本市中央区南熊本三丁目 1 4 番 4 8 の一部



熊本市中央区南熊本3丁目14番48、萩原町88番2地内

図6-1 土壌試料採取地点（巻附）
24

■：要措置区域	【基準不適合物質：ふっ素及びその化合物（溶出量）	面積： 約 1 0 0 m ² 】
■：要措置区域	【基準不適合物質：鉛及びその化合物（含有量）	面積： 約 2 1 2 m ² 】
□：形質変更時要届出区域	【基準不適合物質：鉛及びその化合物（溶出量）	面積： 約 4, 0 6 0 m ² 】